

【中国】植物新品種保護条例の改正

海外立法情報課 湯野 基生

* 新品種の自主開発を進め、保護の国際基準に合わせるため、2025年4月、種子法に基づき、育成者権の保護範囲を拡大し、権利保護を強化する規定を含む国務院法規の改正が行われた。

1 背景と経緯

中国は、食糧の国内自給を確保するため、植物品種の自主開発を推進しており、2017年以降、新品種の出願件数は世界第一位である¹。中国は、植物の新品種保護に関する国際条約²の1978年改正条約の批准国であるが、包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）への加盟も見据え、1991年改正条約（以下「条約」）の批准のための法整備を進めている。2021年の種子法改正³により種子関係の科学研究の強化、育成者権者及び生産者に対する保護の強化等が規定されたことを受け、育成者権の保護等のための国務院行政法規である植物新品種保護条例⁴についても改正が進められた。改正された同条例⁵（以下「本条例」）は、2025年4月29日に公布、同年6月1日に施行された（国務院令第807号）。

2 概要

(1) 育成者権の保護範囲

改正前の条例（以下「旧条例」）では、繁殖材料（種子等）について、育成者権者の許諾のない商業目的での生産、販売を禁止していた。に対して本条例では、2021年改正の種子法第28条に従い、繁殖材料及びそれから得られた収穫物並びに本質的派生品種⁶等について生産、販売、輸出入、貯蔵等を行う場合、育成者権者の許諾を要する（第7条）と定められた。また、本質

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年7月10日である。中国の法律及び行政法規の原文は、国家法律法规データベース（「国家法律法规数据库」<<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>）から閲覧した。

¹ 崔野韓「中国植物新品种保护条例修订顺应国际发展趋势」2025.5.1. 司法部 <https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zcjd/202505/t20250501_518449.html>

² International Convention for the Protection of New Varieties of Plants. 通称 UPOV 条約。同条約は、1961年採択、1968年発効。1978年改正及び1991年改正が現在有効である。後者は、保護される植物種や育成者権の範囲が前者より拡大され、権利保護期間も延長されている。「植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約 1991 年法）」特許庁ウェブサイト <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujii/new_varieties_of_plants.pdf>

³ 「中华人民共和国种子法」2000年に制定、2004年及び2013年に一部改正、2015年に全部改正されている。2021年の一部改正（同年12月24日公布、2022年3月1日施行）により、第28条で、育成者権の所有者（育成者権者）は、当該品種に対し排他的の独占権を有し（第1項）、いかなる組織・個人も、育成者権者の許諾なく、育成者権者が付与された品種の繁殖材料の生産、販売、輸出入、貯蔵等をしてはならず（第2項）、繁殖材料を使用して得た収穫物の生産、販売、輸出入、貯蔵等を行う場合も、育成者権者の許諾を要し（第3項）、本質的派生品種の生産、販売、輸出入、貯蔵等を行う場合は、原品種の育成者権者の同意を要する（第4項）等と定められた。

⁴ 「中华人民共和国植物新品种保护条例」1997年に制定、2013年及び2014年に一部改正されている。なお、同条例に関し、国務院の農業農村部（部は日本の省に相当）及び林業草原局が、それぞれ実施細則を制定している。「中华人民共和国植物新品种保护条例实施细则（农业部分）」农业农村部 <https://www.moa.gov.cn/gk/nyncbgzk/gzk/202210/t20221012_6413195.htm>；「中华人民共和国植物新品种保护条例实施细则（林业部分）」国家林业和草原局 <<http://www.forestry.gov.cn/c/www/gkbmgz/300030.jhtml>>

⁵ 全8章49か条から成る。第1章：総則（第1条～第6条）、第2章：育成者権の内容及び帰属（第7条～第13条）、第3章：育成者権の付与の条件（第14条～第19条）、第4章：育成者権の出願及び受理（第20条～第27条）、第5章：育成者権の審査及び承認（第28条～第34条）、第6章：育成者権の期限、終了及び無効（第35条～第40条）、第7章：法的責任（第41条～第47条）、第8章：附則（第48条、第49条）。

⁶ Essentially Derived Variety. 本質的特徴を原品種と共有しつつ、これと明確に区別できる品種をいう。

的派生品種について、国が段階的に関係制度を実施し、国務院の農業・農村及び林業・草原の主管部門（以下「主管部門」）が、リストによって対象品種の具体的な範囲を指定すること、本質的派生品種は、主に遺伝子検査等により判定し、育種方法等の要素を総合的に勘案して決定し、国務院の主管部門は、判定のためのガイドラインを策定すること（第8条）とされた。

（2）育成者権の付与に係る条件

社会の公共の利益又は自然環境を害する新品種には、育成者権を付与しない（第14条）。育成者権付与の条件の一つである新規性について、販売、普及行為によって失われるほか、実際の作付面積に基づき、当該品種が事実上拡散していると主管部門が認める場合及び品種の登記から2年以上育成者権の出願がない場合、新規性を失ったとみなされる（第15条）とされた。

出願品種について、他者の権利を侵害する命名を禁じ、登記、販売等において同一名称を使用すべきこと（第19条）、中国に定住所等のない外国人等が育成者権を出願する場合、中国で設立された代理機関に出願を委託すべきこと（第21条）等が明記された。

（3）育成者権の出願に対する審査

申請者による育成者権の出願後、その内容の妥当性について、国務院の主管部門による予備的審査（第28条）が行われる。旧条例では、その審査期間は、6か月以内とされていたのに対し、本条例では、審査期間は3か月以内に短縮された。ただし、状況が複雑な場合には、3か月間延長することができることとされた（第29条）。出願が却下された場合、出願者は、主管部門が設置する再審査委員会に再審査を求めることができる（第33条）。また、再審査の結果について、旧条例では、出願者は、結果通知の受領から15日以内を条件として、訴訟を起こすことができたのに対し、本条例では、旧条例の「15日以内」という制限が削除された（同条）。

（4）育成者権の保護期限

旧条例では、つる植物、果樹等の保護期間は、付与日から20年、その他の植物は15年とされていた。本条例では、条約の規定⁷に合わせ、木本植物（樹木）及びつる植物の保護期限は、付与公告日から25年、その他の植物は20年とされた（第35条）。

当事者が、不可抗力のため本条例又は国務院の主管部門の定める期限に遅れ、育成者権を喪失した場合、障害となる事由の解消から2か月以内かつ期限満了から2年以内であれば、また、その他の正当な理由による権利喪失の場合は、主管部門の通知を受け取った日から2か月以内であれば、主管部門に権利回復を申し立てることができることとされた（第40条）。

（5）法的責任

本条例第7条に反する育成者権侵害があった場合、当事者は協議により解決を図り、協議が不調の場合、県級以上の政府の主管部門に申し立てることとされた（第41条）。育成者権を偽装した場合の過料額が引き上げられた（第42条）。県級以上の政府の主管部門が、育成者権侵害等の調査を行う際に行使できる権限として、生産現場への立入検査、繁殖材料等のサンプル検査、侵害行為に使用した道具類の押収等が明記された（第43条）。一方、育成者権を侵害した材料と知らずに、他者のため繁殖、販売等を行った場合、それらの行為が、合法的に材料を入手して行われたと証明できる場合、実行者は賠償責任を負わない⁸こととされた（第45条）。

⁷ 条約第19条では、樹木（trees）及びつる植物（vines）の保護期間は、25年未満であってはならないと定める。

⁸ 2021年に公布された、育成者権の侵害に係る裁判案件に関する最高人民法院（最高裁判機関）の「司法解釈」に、無知侵害の抗弁を認める規定等がある。「最高人民法院关于审理侵犯植物新品种权纠纷案件具体应用法律问题的若干规定（二）」2021.7.5. 最高人民法院 <<http://gongbao.court.gov.cn/Details/2e725813528aad93b499ab4f5c2ffd.html>>